

第4章 車庫の管理

(点検整備等の管理)

第22条 整備管理者は、点検整備、洗車に必要な施設設備及び自動車の保管場所の管理を行わなければならない。

第5章 指導教育

(整備管理者の研修)

第23条 整備管理者は、運輸局長から研修を行う旨の通知を受けたときは、当該研修を受けなければならない。

(従業員の指導教育)

第24条 整備管理者は、点検整備等整備管理者の職務に関する事項について、その周知徹底と知識の向上を図るため、補助者、整備要員、運転者その他必要に応じ従業員に対して指導教育を行うものとする。

附則

この規定は、平成18年2月1日から実施する。

改正条文(第2、5、24条)については、平成21年8月11日より実施する。

この規定は、令和2年西暦2020年1月1日に内容を変更することなく更新する。